

2 各表の記載の仕方

別表一(一)及び別表一(一)次葉

「普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の申告書

1 この表の用途

この表は、普通法人（措置法第 67 条の 2 第 1 項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定により承認を受けた医療法人を除きます。）、一般社団法人等（法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。）及び特定非営利活動法人など措置法令第 27 条の 3 の 2（中小企業者等の法人税率の特例）に規定する法人並びに人格のない社団等が、法人税及び地方法人税について確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

(1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」及び「代表者自署押印」		必ずフリガナを付けてください。この場合、 正本には必ず代表者が自署押印 してください。
「法人番号」	国税庁から通知を受けた 13 桁の法人番号を記載してください。 ② 平成 28 年 1 月 1 日前に開始した事業年度等については法人番号の記載が必要ないため、平成 28 年 1 月 1 日前開始事業年度等用の申告書には法人番号の記載欄はありません。	法人番号は国税庁法人番号公表サイト（ www.houjin-bangou.nta.go.jp ）から検索することができます。
「同上が 1 億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人 ② 相互会社（外国相互会社を含みます。） ③ 法第 4 条の 7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人 (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
「同非区分」	別表二の「判定結果 18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「一般社団・財団法人のうち非営利型法人に該当するもの」	一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除きます。）が、法第 2 条第 9 号の 2（定義）に規定する非営利型法人に該当する場合には「非営利型法人」を○で囲んで表示します。	非営利型法人に該当しない法人は、記載を要しません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別損益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
翌年以降送付要否 要 否	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌事業年度以降、申告書用紙（申告書別表一、別表一次葉、別表セット、勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書又は会社事業概況書をいいます。）の送付が不要な場合は、「否」欄に○をします。 「送付不要」としている法人が、翌事業年度以降、申告書用紙の送付が必要となった場合は、「要」欄に○をしてください。	「送付不要」としている法人が、翌事業年度以降、「要」欄に○をしても、申告書用紙のうち別表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。 別表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。 なお、申告書用紙などの各種の様式は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。
適用額明細書提出の有無 有 無	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項《適用額明細書の提出義務》に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」欄に○をしてください。 また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」欄に○をしてください。	適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。 そのため、適用額明細書の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、適用額明細書の提出又は誤りのない適用額明細書の再提出をお願いします。 なお、国税庁ホームページに「適用額明細書の記載の手引」を掲載していますので、ご覧ください。
税理士法第30条の書面提出有 有 税理士法第33条の2の書面提出有 有	税理士法第30条《税務代理の権限の明示》又は第33条の2《計算事項、審査事項等を記載した書面の添付》に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」		空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。	この申告が中間申告書である場合には、更に、 「 〔中間申告の場合 平成 年 月 日〕 の計算期間 平成 年 月 日〕 」 にその計算期間を記載してください。
法人税額の計算	「法人税額の特別控除額 3」	別表六(六)の「25」＋別表六(七)の「22」＋別表六(九)の「23」＋別表六(十)の「28」＋別表六(十一)の「24」＋別表六(十二)の「6」＋別表六(十三)の「25」＋別表六(十四)の「29」＋別表六(十五)の「24」＋別表六(十六)の「35」＋別表六(十七)の「10」＋別表六(十八)の「22」＋別表六(十九)の「15」＋別表六(二十)の「21」＋別表六(二十一)の「28」＋別表六(二十二)の「12」により計算した金額を記載します。	
	「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 5」	次により記載します。 (1) 別表六(二十四)「31」の金額を記載します。 (2) 当期が、法第4条の5第1項《連結納税の承認の取消し》の規定により法第4条の2《連結納税義務者》の承認を取り消された日の前日の属する事業年度で、次に掲げる規定の適用により当期の法人税額に加算することとされる金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載します。 ① 措置法第42条の5第5項《連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額》 ② 措置法第42条の6第7項《連結納税の承認を取り消された場合の中小企業者等の機械等に係る法人税額》 ③ 措置法第42条の9第4項《連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額》 ④ 措置法第42条の12の3第5項《連結納税の承認を取り消された場合の特定中小企業者等の経営改善設備に係る法人税額》 ⑤ 平成28年改正前の措置法第42条の10第5項《連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額》 ⑥ 平成28年改正前の措置法第42条の11第5項《連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額》 ⑦ 平成27年改正前の措置法第42条の4第11項《連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額》(平成27年改正前の平成25年改正法附則第63条《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成25年改正前の措置法第42条の4の2第7項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算		⑧ 平成24年改正法附則第22条第1項(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第42条の10第5項(連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等に係る法人税額) ⑨ 平成23年12月改正法附則第55条(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第42条の5第5項(連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額) ⑩ 平成23年12月改正前の措置法第42条の7第7項(連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額)	
	「法人税額計 10」	措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。	この場合、「控除税額 12」及び「差引所得に対する法人税額 13」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。
の	「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始した事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
	「差引所得に対する法人税額 13」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
計	「中間申告分の法人税額 14」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき法人税額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「差引確定法人税額 (13)－(14) 15」 中間申告の場合はその税額とし、 マイナスの場合は、(25)へ記入	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額 25」に記載します。	
算	「所得税額等の還付金額 24」から「計 27」までの各欄	この申告が確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、法人税の中間納付額の還付金額又は欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 26」	この申告が修正申告でなく当初の申告である場合には、還付請求書の「還付金額 15」をこの欄の外書に移記します。	措置法第66条の13第1項各号(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成4年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了する事業年度である場合には、解散(適格合併による解散を除きます。)、事業

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算			の全部の譲渡などの特別の事実があるときを除き、法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に掲げる法人に該当するものを除きます。）など措置法第66条の13第1項各号に掲げる法人にあっては、上記のような特別の事実に関係なく法第80条の規定の適用を受けることができます。
	「(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額48」から「所得金額50」までの各欄	当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の普通法人、資本若しくは出資を有しない普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等の場合に記載します。 ただし、普通法人が当期末において次に掲げる法人に該当する場合には、「その他の法人の場合51」に記載します。 (1) 次のいずれかの法人（この表の上段の「非中小法人等」を○で囲んで表示した法人がこれらに該当します。） イ 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 ② 相互会社（外国相互会社を含みます。） ③ 法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。） ロ 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人 (2) 相互会社（外国相互会社を含みます。） (3) 投資法人 (4) 特定目的会社 (5) 受託法人	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人の場合には、「その他の法人の場合51」に記載し、この欄には記載しないでください。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人 税 額 の 計 算	「(1)の金額又は 800 万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金 額 48」	分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 なお、この算式により計算した金額に 1,000 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の 1,000 円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
	「(49)の 23.9%又は 23.4%相 当額 53」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が平成 28 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 (49)の 23.9%又は 23.4% 相当額 (2) 当期が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合 (49)の 23.9% 又は 23.4%相当額	
	「法人税額（(51)の 23.9%又 は 23.4%相当額） 55」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が平成 28 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合 (51)の 23.9%又は 23.4% 相当額 (2) 当期が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合 (51)の 23.9% 又は 23.4%相当額	
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「仮装経理に基づく過大申 告の更正に伴う控除地方法 人税額 39」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する課税事業年度開始の日から 5 年以内に開始した課税事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される地方法人税額のうち前期以前の地方法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
	「差引地方法人税額 40」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
	「中間申告分の地方法人税 額 41」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を記載します。	当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「差引確定 地方法人 税額 (40)－(41) 中間申告の 場合はその 税額とし、 マイナスの 場合は、(43) へ記入」 42」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「この申告による還付金額 43」に記載します。	
税 額 の 計 算	「この申告による還付金額 43」	この申告が確定申告であり、かつ、地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合に、その金額を記載します。 また、この欄の外書には、「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 26」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第 23 条第 1 項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》に規定する確定地方法人税額があるときに、「26」の外書の金額に 4.4%を乗じた金額を記載します。 なお、この金額が法第 80 条第 1 項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の別表一（一）の「38」＋「39」＋「40」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載します。	この計算に当たって、次に掲げる場合は、それぞれ次に掲げる金額を控除します。 (1) 左記の「課税事業年度」に係る事業年度の別表一（一）の「5」、「7」又は「10の外書」に金額の記載

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算			がある場合……これらの金額にそれぞれ 4.4%を乗じた金額の合計額 (2) 左記の「課税事業年度」に係る地方法人税のうち既に地方法第 23 条第 1 項の規定により還付された金額がある場合……その還付された金額
	「所得の金額に対する法人税額 56」及び「課税留保金額に対する法人税額 57」	「所得の金額に対する法人税額 32」及び「課税留保金額に対する法人税額 33」の金額に 1,000 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
「剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額」		当期にその支払に係る効力が生ずる令第 9 条第 1 項第 8 号《利益積立金額》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。	
「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」		当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当期末の翌日から 1 月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときに、その分配又は引渡しの日を記載します。	平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した場合には記載する必要はありません。
「還付を受けようとする金融機関等」		「計 27」及び「この申告による還付金額 43」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。	欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄		記載要領	注意事項
「事業年度分の法人税申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税申告書」		空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。 なお、法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「事業年度分の法人税申告書」を二重線で消去します。	
法人税額の計算	「中間申告分の法人税額 14」	この申告前の確定申告等において法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額 24」又は「中間納付額 25」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。
	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 26」	法第 80 条の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000 円 同上の還付加算金 30,000 円 修正申告による還付金額 300,000 円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $30,000 \text{ 円} \times \frac{300,000 \text{ 円}}{500,000 \text{ 円}}$ = 18,000 円 この欄に記載する金額 300,000 円 + 18,000 円 = 318,000 円
	「法人税額 63」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額から中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	
	「還付金額 64」	この申告前の申告書の「24」及び「25」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。	欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人税額の計算	「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 65」	「15」、「27」、「63」及び「64」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が 100 円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「15」と「63」とがある場合には、「15」の金額から「63」の金額を控除した金額 (2) 「15」と「64」の本書とがある場合には、「15」の金額と「64」の本書の金額との合計額 (3) 「27」の本書と「64」の本書とがある場合には、「64」の本書の金額から「27」の本書の金額を控除した金額	
	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 26」、「計 27」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 29」、「還付金額 64」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 65」の外書	各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「26」及び「27」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「64」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「29」及び「65」には、「64」の外書の金額から「27」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	
地方法人税額の計算	「中間申告分の地方法人税額 41」	この申告前の確定申告等において地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の地方法人税額を記載します。	
	「この申告による還付金額 43」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。
	「この申告による還付金額 43」の外書	法第 80 条の規定により還付請求をした法人税の額に係る地方法第 23 条第 1 項に規定する確定地方法人税額について、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を記載します。この場合、既に同項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 50,000 円 同上の還付加算金 3,000 円 修正申告による還付金額 30,000 円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $3,000 \text{ 円} \times \frac{30,000 \text{ 円}}{50,000 \text{ 円}} = 1,800 \text{ 円}$ この欄に記載する金額 $30,000 \text{ 円} + 1,800 \text{ 円} = 31,800 \text{ 円}$
	「確定地方法人税額 71」	この申告前の申告書の「42」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額から中間申告分の地方法人税額を控除した金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「中間還付額 72」	この申告前の申告書の「43」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。	
	「欠損金の繰戻しによる還付金額 73」	地方法第 23 条第 1 項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。 なお、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。	地方法第 23 条第 1 項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
	「この申告により納付すべき地方法人税額 (42) - (71) 若しくは (42) + (72) + (73) 又は ((72) - (43)) + ((73) - (43の外書)) 74」	次に掲げる場合に依じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が 100 円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「42」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合 イ 「71」に記載がある場合 $((42) - (71))$ 若しくは $((42) + (72) + (73))$ 又は $((72) - (43)) + ((73) - (43の外書))$ ロ 「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 $((42) - (71))$ 若しくは $((42) + (72) + (73))$ 又は $((72) - (43)) + ((73) - (43の外書))$ (2) 「43」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 $((42) - (71))$ 若しくは $((42) + (72) + (73))$ 又は $((72) - (43)) + ((73) - (43の外書))$	「欠損金の繰戻しによる還付金額 73」に金額の記載がない場合は、「73」 - 「43 の外書」の金額を 0 として計算した金額を記載します。

〔留意事項〕

(1) 完全支配関係の系統図の添付

当期末において他の法人との間に法第 2 条第 12 号の 7 の 6 に規定する完全支配関係がある場合には、完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付してください。

(2) 法人課税信託の名称の併記

法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(注) 平成 19 年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日（平成 19 年 9 月 30 日）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従前どおりとされています（平成 19 年改正法附則 34①、平成 19 年改正令附則 8）。

（新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 26 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は第 56 条第 2 項（新法の適用等）の規定により同法第 3 条第 1 項に規定する新法信託とされた信託をいいます。）